

Title	津田先生との五〇年
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.6 (1999. 6) ,p.99- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	津田利治先生追悼記事
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990628-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

津田先生との五〇年

鎌倉の先生のお宅に近い会場でのご葬儀から帰宅して、手帳を出して見ると、私が最後に病院で先生とお話できたのは、昨（一九九八）年一〇月のことであった。塾で先生のご指導を受け、その後、各大学で商法を担当する研究者が、毎週土曜日の午後が集まった「商法研究会」が、いつから今の形になったかは明確でないが、昭和二五（一九五〇）年の会社法改正の際には、既に研究会を開催していた。従って、私ども研究会のオリジナルメンバーは、五〇年近くにわたって、ご指導を受けてきたことになる。

先生の同期の先生方がご他界されているなかで、喘息もちの先生が最もご長命であったことは、驚異的なことであった。先生から、今年の喘息の発作はひどいから、もう君とは話せなくなるかも知れないとお電話を、こ

れまで何回もいただいた。初めのころは驚いて仲間にも伝えたが、そのうちに、先生があいつっておられる間は大丈夫という諒解が、弟子たちの間にでき上がっていたことも、今では懐かしい思い出の一つとなった。

商法研究会も、第二次大戦後の物資の乏しい時代には、会議室の暖房も大火鉢に炭火だった。研究会では、先生は「もう遅いから止めよう」ということを、最後までいわれなかった。そのため、夕食なしに八時、九時近くまで行われたこともあったが、いつの間にか、行儀の悪い弟子どもがざわざわはじめるので、年長の私が「そろそろ止めましょうか」といい出す役割を引受けることとなった。寒いので、部屋の換気も不十分のまま、炭をどんどんついでなので、軽い一酸化炭素中毒を起したこともある。そんな時代からはじまった商法研究会は、参加するメンバーは変わりながら、その後も活発に続いている。津田先生の授業は、会社法を中心とする一般講義が中心であった。先生の授業は、学生は一週間に一回では忘れてしまうから、毎週続けて二回行い、一年分を半年で

講義するという時間割であった。その講義は理路整然とし、内容は緻密で高い水準のものであったが、具体例をあげて説明することはあつても、いわゆる雑談はほとんどされなかった。そのため、学生のうちには面白くないとか、退屈で根気が続かないといつて休む者も増えてきた。学生は講義を聞いて理解し、それを批判するものとされる先生は、学生の出席を大切なものと考えておられた。

ただ一般講義では、学生数は二〇〇人を超えるため、正確にしかも迅速に出席をとることは難しい。そこで、先生は大教室にカメラを持ちこんで学生席を撮影し、学生には氏名と座席番号を書いて提出させ、後に写真と出席カードを照合することを思いついて実行された。そのため、学生の出席率は急上昇したが、しばらく経つと、あのカメラにはフィルムが入っていないといううわさが流れたり、写真撮影が終わると教室を抜け出す学生、先生がカメラを構えるまで教室の外で待機する学生などもあり、三田の名物講義の一つにもなった。

先生の著書や論文はそれほど数は多くないが、この会社法の講義をもとに出来上がったのが、唯一の教科書である『会社法の大意』（慶應通信）であった。この本に限らず、先生の著書や論文の題には、それまでの多くの教科書と違って、表題に「の」の字が入ったり、論文にも「新株引受権の正体」などという題名のものもあった。このほかにも、一九六五年の西独株式法と、その草案に関する翻訳書もある。そのうちの一冊は商法研究会訳となっているが、実際には先生が大部分の翻訳原稿を準備され、私達はその整理をお手伝いしただけで、頭割りにして下さった本の印税を、最近まで、恐縮しながらいただいていた。

先生に親しく接することのできたのは、商法研究会のメンバーだけではない。三田法曹会関係者、少人数のゼミや演習で指導を受けた者などのほかにも、学会活動とおして、おつき合ひのあった他大学の諸先生もおられる。そして、塾の法学部で共に教員生活を送られた諸先輩、同僚などからも、いろいろの形で先生の思い出が語

られ、また、書きとめられるであろう。

最後になったが、商法研究会のメンバーは、授業が終わって休暇に入る頃、しばしば先生のお宅に大勢でお邪魔して、学校では聞けないようなお話をうかがった。その折も数時間に及ぶので、私どもが腰をあげようとする、先生は「まだ、いいよ」とおっしゃり、また、少し話が続くこともあった。その席に、いつも先生のご長男の奥様が運んで下さった「うなぎのお重」が暖かくおいしかったことにお礼を申し上げたい。

名誉教授 高鳥正夫

合理主義者のやさしさ

津田先生の鎌倉由比ヶ浜のお宅へ初めて伺ったのは、昭和三五年（一九六〇年）に私が商法の副手になって間もなく、最初の商法研究会での報告を商事判例研究の原稿にまとめ、それを見てもらうために持参したときだった。教えられた道順どおり八幡宮の一の鳥居近くの路地を入れて行くと、周囲のいかにも鎌倉らしい瀟洒な邸宅の中で、津田先生のお宅はすぐそれと判った。何かえもいわれずユニークなのである。

無難な私のことだから、多分時候の挨拶の代わりに、「何だか不思議な感じのする家ですね」とか何とかいったのだと思う。先生は開口一番、その感じの源を説明してくれた。というのは、生来の固疾たる喘息に対処するために芝から鎌倉に居を移すにあたり、津田先生ご自身が家の建築に立ち合われたのだそうだが、機械製材でキ